


 日本共産党一宮市議団の活動をお知らせします。
 2024年5月
No. 904

シャトル

発行：日本共産党一宮市委員会
 TEL45-5424 Fax45-5347
 一宮市八幡 2-13-30

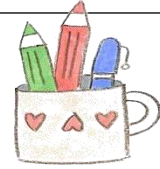
ひこさか和子
 渡辺さとし

JCP一宮 HP
 [発行] 日本共産党一宮市委員会

臨時市議会 議長、副議長、各常任委員など決定

5/17 臨時市議会が開催され、議長、副議長、監査委員、各常任委員など決まりました。

- ◆議長一竹山聡（令和会）、副議長一島津秀典（令和会）
- ◆監査委員一八木丈之（令和会）、松井哲朗（新流会）
- ◆各常任委員会の構成（○委員長、△副委員長）
 - ・総務委員会（10名）
 - 本山廣次（令和会）、△尾関さとる（令和会）、渡部晃久、井上文男、八木丈之、佐々のりな、鶴飼和司、平松邦江、白井弓賀、伊藤裕通
 - ・福祉健康委員会（10名）
 - 東淵正人（令和会）、△大津乃里予（令和会）、中村かずひと、竹山聡、渡辺之良、京極ふみか、高木宏昌、市川智明、渡辺さとし、後藤みゆき
 - ・経済教育委員会（9名）
 - 森ひとみ（新流会）、△河村弘保（公明党）、島津秀典、岡本正嗣、花谷昌章、横井忠史、柴田雄二、服部修寛、彦坂和子
 - ・建設水道委員会（9名）
 - 井田吉彦（令和会）、△木村健太（令和会）、野村悠介、則竹安郎、浅井俊彦、松井哲朗、水谷千恵子、宇山祥子、高橋一
 - ・特別委員会（8名）（*）
 - 中村かずひと（令和会）、△鶴飼和司（新流会）、尾関さとる、渡部晃久、井上文男、松井哲朗、平松邦江、後藤みゆき



○定例会と臨時会（市のウェブサイトより）

市議会には定期的にかかれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。一宮市の定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。

○常任委員会

市の組織を大きく分けた部門ごとに、常に設置されている委員会です。一宮市議会では4つの常任委員会があり、議員はいずれかの委員会に所属しています。



*特別委員会について

- ・名岐道路・スマートインターチェンジ推進特別委員会（正式名称）
- ・設置理由 名岐道路の整備及び名神高速道路への設置に向けて進められているスマートインターチェンジについては、これら事業の関連整備も含め、特別委員会において調査・審査するため
- ・委員数 8人



○議会運営委員会委員、決まりました。

令和会 渡辺之良、則竹保郎、中村かずひと、渡部晃久

新流会 高木宏昌、森ひとみ

公明党一宮市議団 河村弘保

- ・オブザーバー

一宮維新と市民の会 服部修寛、日本共産党一宮市議団 彦坂和子

いちのみやを良くする会 宇山祥子

自由民主党一宮市議会 伊藤裕通、尾張風の会 高橋一

一宮市議会6月定例会の日程

6/3（月）～6/26（金）24日間

- ▲開会 6/3（月）市政運営、議案上程・説明、請願締切 16時
- ▲一般質問 6/7（金）、10（月）、13（木）議案質疑
- ▲常任委員会
 - 6/17（月）総務委員会
 - 18（火）福祉健康委員会
 - 19（水）経済教育委員会
 - 20（木）建設水道委員会
 - 21（金）名岐道路スマートインターチェンジ推進特別委員会
- ▲閉会 6/26（金）委員長報告、討論、採決



<次回のシャトルは休みます>

●第9期 第1号被保険者の介護保険料（65才以上）

3月議会で決まった第9期第一号被保険者(65歳以上)の介護保険料は、所得に応じて基準額の0.25～2.8倍、17段階になります。第1号被保険者保険料は、市町村ごとに決められ、額は介護報酬の単価や市町村の被保険者が利用する介護保険サービスを反映した金額になります。基準額は月額6,317円となります。

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	20,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	34,440円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	49,200円
第4段階	本人市民税非課税(世帯に市民税課税の方がいる)で本人前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	68,200円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税の方がいる)で本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計80万円超の方	75,800円
第6段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額120万円未満の方	85,600円
第7段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額120～210万円未満の方	96,200円
第8段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額210～320万円未満の方	113,700円
第9段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額320～420万円未満の方	128,800円
第10段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額420～520万円未満の方	144,000円
第11段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額520～620万円未満の方	159,100円
第12段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額620～720万円未満の方	174,300円
第13段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額720～840万円未満の方	181,900円
第14段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額840～1,000万円未満の方	189,500円
第15段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額1,000～1,200万円未満の方	197,000円
第16段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額1,200～1,500万円未満の方	204,600円
第17段階	本人市民税課税で、前年合計所得金額1,500万円以上の方	212,200円

*一宮市の介護保険料（基準額、月額）の経緯

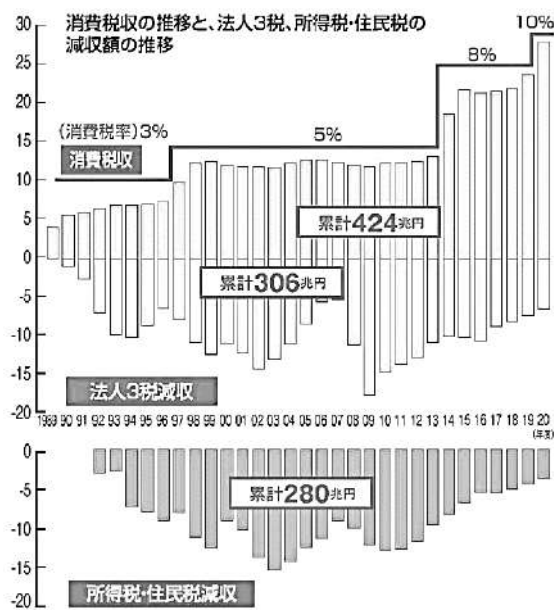
第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
2006年度～	2009年度～	2012年度～	2015年度～	2018年度～	2021年度～	2024年度～
3,800円	3,859円	5,125円	5,200円	5,350円	5,817円	6,317円

●介護保険 第8期までの検証やあるべき制度は？

2000年に介護保険制度が始まり、3年ごとに見直す介護保険制度は、第8期までが終わり、第9期を迎えています。介護保険料の上昇や利用料負担の増加により、利用者が十分に利用できない状況が生まれています。また、この間の介護報酬の低下や物価高騰などにより、事業者も経営を継続できない状況、賃金が安く労働者が確保できないなどの問題が生まれています。抜本的な見直しが必要です。

「介護保険23年」の経過—目標は「制度の持続可能性の確保」

	負担の見直し	給付の見直し	介護報酬	介護保険料※
第1期 (00～02年度)	★介護保険スタート(2000年4月)		—	2,911円 基準額の全国平均
第2期 (03～05年度)	●施設等の居住費・食費の徴収開始 +補足給付(負担軽減制度)導入	●基盤整備の総量規制 ●給付適正化対策スタート	▲2.3%	3,293円
第3期 (06～08年度)		●新予防給付(要支援1、2)の創設 【予防重視型システムへの転換】	▲2.4%	4,060円
第4期 (09～11年度)		●処遇改善交付金制度創設 ●認定制度の全面見直し【軽度判定化】	+3.0% ※実質プラス改定	4,190円
第5期 (12～14年度)		●処遇改善交付金を介護報酬に編入 (→利用者負担が発生)	+1.2% ※実質▲0/8%	4,972円
第6期 (15～17年度)	●利用料2割負担導入 ●補足給付に資産要件等導入	●総合事業スタート【給付から事業へ】 ●特養入所の対象を原則要介護3以上に ★「自立」理念の転換	▲2.27% ※基本報酬で ▲4.48%	5,514円
第7期 (18～20年度)	●利用料3割負担導入 ●高額介護サービス費上限引き上げ ●総報酬割導入	●生活援助(訪問介護)に届出制導入 ●福祉用具の平均貸与価格の設定 ★財政インセンティブ導入	+0.54% ※適正化分で ▲0.5%	5,869円
第8期 (21～23年度)	●補足給付の資産要件等の見直し	●総合事業省令「改正」	0.67% ※コロナ対応分は 21年9月末まで	6,014円



●国庫負担割合引き上げを

現在給付の23%を第一号保険料で賄っていますが、増加が続けば、保険料設定ができず、持続不可能な制度になってしまいます。国庫負担割合増加が必要です。

●財源は大企業・富裕層の「応分の負担」で

消費税を増税しておきながら、法人税、所得税・住民税は税収が下がっています。「応分の負担」で財源をつくる必要があります。

(渡辺さとし)